

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

作業内容

酸素欠乏危険場所における作業のうち、労働安全衛生法施行令別表第6第3号の3、第9号又は第12号に掲げる酸素欠乏危険場所(同号に掲げる場所にあつては、酸素欠乏症にかかるおそれ及び硫化水素中毒にかかるおそれのある場所として厚生労働大臣が定める場所に限る。)における作業

・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録講習機関へ直接お問い合わせ下さい。

機 関 名	所 在 地	電話番号 / FAX番号 / ホームページアドレス	登録番号	有効期間の満了日
公 益 社 団 法 人 鹿 児 島 県 労 働 基 準 協 会	〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16	電 話 番 号 099-226-3621 F A X 番 号 099-226-3622 U R L http://www.kakikyo.or.jp/	1-8	R6.3.30